

令和5年度事業計画

I 法人

【経営理念】

1. 地域・社会に頼りにされ、皆が集える大樹となって地域・社会を守っていただける様な法人になることを目指す。
2. 利用者の心身において支援が必要な部分を自己決定に基づいた支援を原則として、『人間性に関する尊厳』をいささかも制限されない様な支援をさせて頂き悔いの無い老後の人生を全うして頂く。
3. 自分の所属する法人が地域・社会に認められ、組織から自分の持てる能力が評価され、その功績が利用者の満足に繋がる支援ができる。
4. 地域・社会から信頼される社会福祉事業を経営展開することは当然の責務とし、これに加えて効率性のみにとらわれず法制度化されていない狭間の支援にも積極的に取り組む。

【基本方針】

『明るく』『楽しく』『和やかに』

【モットー】

『気付きとそうぞう（想像・創造）』

【当面目標】

自分や家族・親族が入所したいと思える施設を目指す。

【重点目標】

1. 介護職員（人材）確保に向けた取組

- 介護業務の分業化と多様な雇用形態の創設をして、これに対応した職員処遇（給与）を充実させて雇用機会を増やすことに取り組みます。
- 定着率は以前よりは良くなっていますが、引き続き人材定着に向けて新人の雇い入れ後のフォローを定期的^に実施して安定した人材確保に取り組みます。
- 神戸市の家賃補助制度を利用して雇用条件をアピールし、直轄行政区外の求人雇用にも積極的に取り組みます。

2. 予算管理の取組

- 創設20年超の老朽化した施設の設備再投資に優先順位を検討して計画的に実施していますが、予期せぬ突発的な設備再投資が発生してその都度当初計画に追加対応していますので、内部留保金の確保が計画通りに執行出来ていない現状にあります。この対応として、全て一括現金支払いとせず高額設備再投資の分割支払いも視野に入れて支払方法の検

討を実施します。

- 毎月の予算管理をして毎月末の内部留保金の実績を把握し、長期資金動向予測を上記対応で補正しながら**新規事業計画実施に向けた資金計画管理**を実施していきます。
- **外部委託経費の見直し等（給食会社等）直営化によるメリットとデメリット**を把握して経費流出の削減化に着眼して、新規事業計画実施時の移行実現の可能性を検討します。

3. 法人内関連部署の情報共有の為の電子化導入の取組

- 相談部門・ケアマネ部門・医務部門・介護部門・栄養部門の間で**共通利用者の情報共有が可能となる様なシステムの導入**検討をします。

4. 社会福祉法人としての社会貢献の取組

- 今年度よりコロナ禍からウイズコロナに舵をとりつつある社会情勢を踏まえて、**地域交流センター**を活用して施設利用者と地域住民との交流を図れるよう具体的に計画準備をします。
- 地域住民に向けて**施設行事への参加発信**や**地域行事への協力体制の確保**へと徐々に社会情勢を踏まえつつ積極的参加に努めます。

5. 介護サービスの重点取組事項

- 令和6年4月より義務化が予定されている**無資格介護職員の認知症介護基礎研修**を遅滞なく実施していきます。
- 介護保険制度における自立の概念は『**A D Lの向上を重視した自助的自立**（身体の機能に対する訓練を重視する）』と『**Q O Lの向上を重視した依存的自立**（孤立感を軽減し意欲を引き出す様な取組みを重視する）』に二分類される。
ケアプラン会議にて両方の自立を目指すか、一方の自立を目指すかを十分検討して特に疾病等による身体機能の改善が見込みにくい利用者様に依存的自立に向けた介護者と利用者様による伴走型介護の取組みを実施してその結果として意欲改善に伴う**A D Lの向上**を目指す。
- 利用者様にとっての**善悪を一番に考える職場の人間関係**を作り、**お互いに注意し合え、お互いに褒め合える職場の気風**を目指します。

6. 人事考課規程の効果的活用に向けた取組

- 人事考課の導入により**キャリアアップの見える化**を図り、職員一人一人のモチベーションを向上させ『**進んで仕事に取り組む職場**』となる様に取り組

み施設全体のレベルアップを目指します。

7. 地産地消と取り入れた美味しい食事提供に向けた取組み

- 令和4年度11月より食事提供委託業者の変更を機に、一旦地産地消の取組を中断しています。
- **美味しい食事提供をすることが真の目的**であることより、地産食材・国産食材を取り入れつつ外国産であっても安心安価で美味し食材も検討して取り入れていきます。
- 見た目の美味しさを追求しての盛り付けの工夫や陶器食器の完全導入はほぼ完了していますが、**継続的に破損食器の補充**を行って維持していきます。
- **国産魚類の導入**の為、より安価で満足感のある導入先のリサーチをして**継続的に試行実施**していきます。

8. 外国人技能実習生と特定技能実習生の育成

- 現在雇用している第1期生ネパール人技能実習生4人が令和5年2月末に期間満了となりました。4人共に特定技能実習生を選択し、2人が他事業所を選択し退職、2人が一時帰国後に特定技能実習生として再雇用が決定しています。
- 令和5年1月に面接をして、**第3期生ネパール人1号技能実習生4人**(男1人・女3人)の受け入れが5月頃に決定しています。
- **第1期生の特定技能実習生2人**、**第2期生の2号技能実習生4人**(男2人・女2人)、**3期生の1号技能実習生4人**(男1人・女3人)の合計10名をチームネパールとし。その代表をリーダー(初級管理職)として位置付け、**第2期生以降の技能実習生の相談役**を担当させ外国人であっても例外なくキャリアアップを適用していきます。
- 施設は技能実習生に介護技術・知識を教えながら介護労働力の提供を受け、技能実習生は施設に介護労働力の提供をして給与報酬を受け取り介護技術・知識を習得することが本来の制度目的です。**施設と技能実習生との間でWIN・WINの関係を築く**ことが技能実習生受け入れを成功に導く基本と考えて実施していきます。

【理事会の開催】

1. 第1回理事会（R5.6月上旬頃） 令和4年度事業報告・決算報告承認
2. 第2回理事会（R5.11月中旬頃） R5上半期事業計画・予算執行状況報告
3. 第3回理事会（R6.3月上旬頃） 令和6年度事業計画・予算承認
4. その他必要時開催

【評議員会の開催】

1. 第1回評議員会（R5.6月中旬頃） 令和4年度事業報告・決算報告承認
2. 第2回評議員会（R5.11月下旬頃） R5上半期事業計画・予算執行状況報告
3. 第3回評議員会（R6.3月中旬頃） 令和6年度事業計画・予算承認
4. その他必要時開催

【監事監査の開催】

1. 監事監査（R5.5月下旬頃） 令和4年度事業監査
2. 理事会開催時に出席

【評議員選任解任委員会の開催】

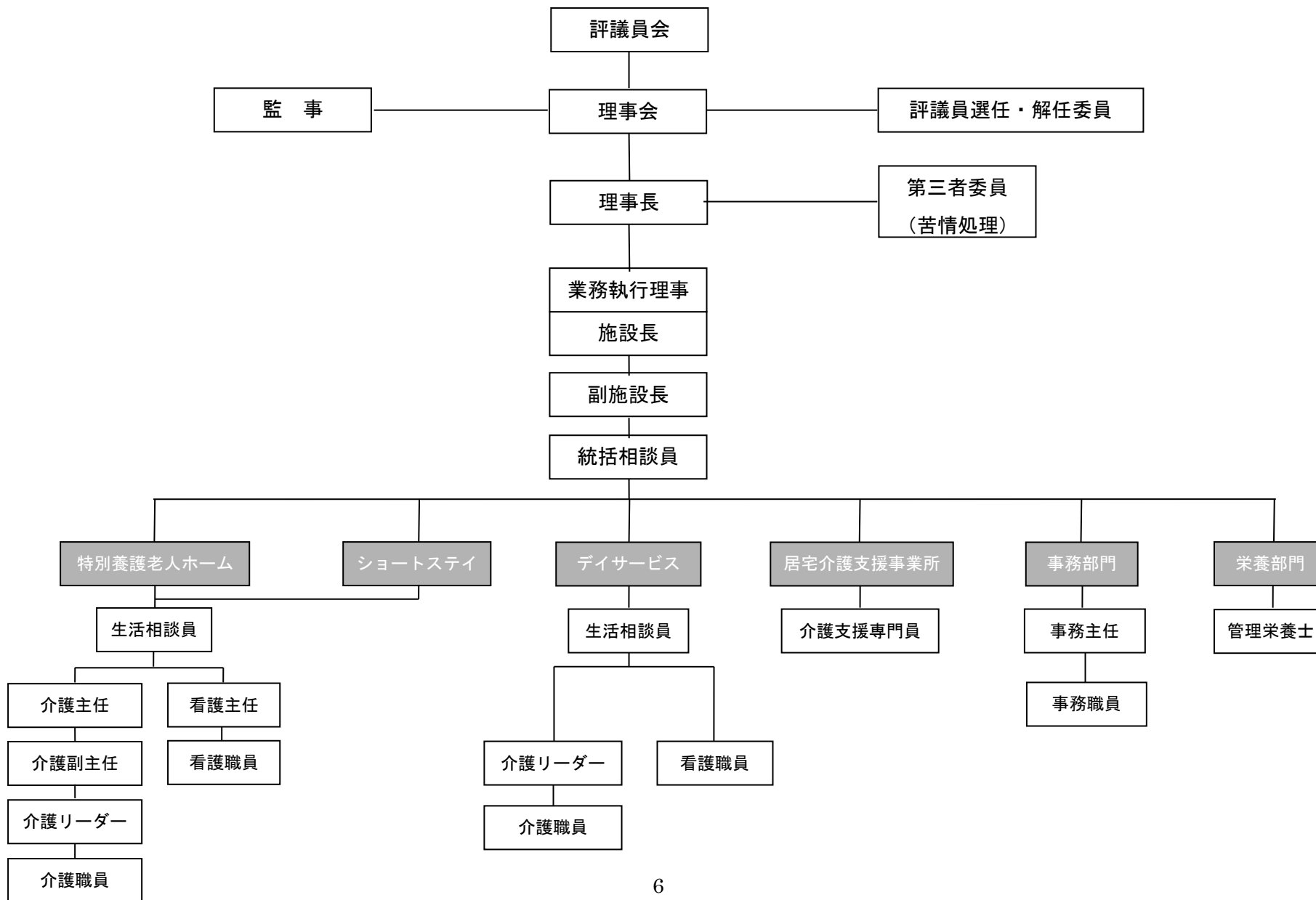
1. 評議員選任解任委員会 必要事象発生時

【役員構成】

理 事 会	理事長（施設長）	木村 学司
	理事	松井 年孝
	理事	小西 阿佐男
	理事	岡田 幸男
	理事	木村 和恵
	理事	高橋 和人
評 議 員 会	評議員	濱口 正博
	評議員	木村 良明
	評議員	横山 孝美
	評議員	青木 秀太郎
	評議員	谷生 幸穂
	評議員	友松 真一
	評議員	大山 守

監 事	監 事	大野 秀朋
	特定監事	松井 浩光

組 織 図



Ⅱ 特別養護老人ホーム

1. 重点目標

(1) 令和5年度の目標稼働率は、98%とする。

- 入院になった場合には、出来るだけ早急に治療方針(予定入院期間)を確認して一次退所にするのか継続入所にするのかの判断をします。
- 継続入所と判断した場合には、入院期間中の居室費用(負担段階の適用は無く満額負担)が発生する旨と空床利用(居室費用負担無し)の承諾をご家族に説明了解を得ます。また入院期間中のショートステイによる空床利用をショート相談員と協働して空床利用促進に努めます。
- 死亡退所となった場合は、事前に開催された入所判定会議の優先度の高い入所候補者のご家族に連絡して遅滞なく入所が出来る様に支援します。

(2) 近年の傾向として、入所申込者数の減少が顕著にみられますので入所申込者の斡旋を積極的に実施していきます。

- 上記方法の一つとして、通常入所受付とは別に近隣居宅支援事業所やサービス付き高齢者住宅を定期的に訪問して入所希望者の情報を入手して入所申込の支援をして入所申込者数増加を図ります。

(3) 我々の職務はサービス業であることを念頭に利用者様の尊厳を保った支援を大前提として、特別養護老人ホームに入所されても可能な限り制約を除外して利用者様が望む生活を送っていただけるように、専門性をもって支援していくことを基本方針として『支援してあげる』ではなく『支援させて頂いている』ということをお忘れず、安全で快適な生活の場の提供と生活の質の向上を目指します。

(4) サービスの質の向上を目指し、以下の点に取り組みます。

- 認知症に対する知識不足から発生しがちな虐待・拘束を少しでも予防するために認知症基礎研修受講を無資格職員の義務とする他、有資格者であってもよりレベルの高い認知症研修の受講を計画的に実施します。
虐待再発防止委員会の担当者を任命して、委員会・研修を実施します。
- 令和5年度は喀痰吸引2号研修の受講再開、職員に順次実施していきます。
- サービス向上委員会定期的に開催して、我々が提供するサービスが利用者主体になっているか等サービス提供の評価機会を設け、見直し改善を図っていくと共に気づきや配慮が伴うサービスを目指します。
- 資格取得支援や研修参加の機会を設け、多数の有資格者配置を目指します。特に実務者研修の取得を支援強化して、更には介護福祉士及び喀痰吸引2号へのレベルアップに努めます。
- 無駄を省き合理化を図る目的をもって、利用者様が主体となることを前提とした業務改善やコスト意識の定着を図り進んで仕事に取り組む職場とな

るような体制の構築を目指します。

2. 各委員会活動

① 食事委員会・口腔ケア委員会

- 令和6年4月より口腔衛生管理体制の整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことが義務化されるため今年度より実施していきます。
- 誤嚥などの事故を防ぎ、安全に食事が摂れるように利用者様一人一人に適した食事形態、自助具の使用、食事時の姿勢などの適宜見直しを行います。
- 食事介助技術のレベルを上げる為の検討会を実施して、皆が同じレベルで食事介助業務が出来るように情報共有を行います。
- 食事のイベントや変わりご飯等を提供し、食事を栄養としてだけではなく美味しく、楽しんで召し上がっていただける様に環境や雰囲気作りとして、イベント食の事前予告ポスターを飾り楽しみにして頂ける様に取り組んでいきます。
- 可能な限り経口摂取、自力摂取が続けられるように多職種と連携して検討実施します。
- 全利用者様の口腔ケアを適正に実施する為、看護師に定期的な指導を受け誤嚥性肺炎の予防と口腔内の清潔を維持する為の知識や技術の習得をして口腔ケアのレベル向上に取り組みます。

② 排泄委員会

- 利用者様一人ひとりの排泄の状況（量、間隔など）を観察し、陰部洗浄や清拭を実施し尿路感染等の予防に努め、利用者様が快適かつ清潔に過ごして頂けるように努めます。
- トイレの環境を整え清潔にトイレを使用して頂く為、清掃体制を整えて常に清潔を維持して感染予防に努めます。
- 利用者様個別の排泄方法や皮膚状態を考慮した適切な排泄用品が使用できるように対応見直しを行います。
- 災害時の排泄ケアについての対策を立てそれに伴う準備を整え備えます。

③ 入浴委員会

- 利用者様に合った入浴方法を関係部署と相談し、随時見直しをして快適に入浴をして頂けるように対応します。
- 一時的な身体機能のレベル低下や体調不良であっても安易に中浴中止とせず、その状態に応じた入浴を可能な限り実施します。
- 利用者様の安心・安全及び清潔を旨とする入浴介助を基本として、ゆず湯

やしょうぶ湯等季節の行事湯を取り入れた入浴企画の事前予告ポスターを飾り、入浴を楽しみにして頂く機会として取り組みます。

④ 事故対策委員会（委員会開催3月に1回以上、研修年2回以上）

- 事故発生防止のための安全対策の担当者を定め安全管理体制の構築を図ります。
- 緊急を要する事故事例に於いては、翌日朝礼時及び臨時的に検討対策会議を開催し、その他に於いては月に1回事故委員会を開催し、ヒヤリハット報告書や事故報告書の分析・検討を行います。
- 危険予知トレーニングや事例検討に加えて実体験により気づき学習を行い、事故の原因究明能力や予知能力の向上に取り組みます。
- 現行マニュアルと異なった介護を実施した場合に警告⇒研修⇒処分などの規則を守る為の仕組みづくりに取り組みます。

⑤ 感染症対策・褥瘡予防委員会（委員会開催3月に1回以上、研修年2回以上）

- 感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、令和6年4月より訓練（シミュレーション）の実施が義務化されるため今年度より実施していきます。
- 新型ウイルスなどの感染症が発生したと想定しての事業継続計画（BCP）を非常災害対策委員会と協働して作成します。
- 神戸市保健所主催で実施している感染症対策特別講座等に担当委員が研修参加し、その内容についての内部研修等を利用して職員の知識習得に役立てます。
- 神戸市保健所及び介護指導課発信の感染症の流行状況を把握し、その対応予防策を内部研修で学び情報共有を図ります。
- 安楽姿勢についての基礎知識研修を通じて学び、さらには個々の利用者様のリラックスできる理想体位を考案実施して拘縮予防及び褥瘡予防に努めます。
- 各介護の機会に皮膚状態の観察を行い、関連部署との情報共有を行って早期対応により褥瘡予防に努めます。
- 褥瘡が出来れば施設内治療対応とする基準を明確にし、重症化する前に専門医の受診の判断をして早期治癒を目指します。日々の介護機会に観察された皮膚状態を遅滞なく医務部門に報告しその判断を受けて対応します。

⑥ 胃瘻・喀痰吸引安全管理委員会

- 2か月に1回程度の頻度で委員会を開催して胃瘻・吸引についての現状確認をして、個別対応方法の見直し検討を実施します。

- 経過措置での吸引・胃瘻業務実施可能者については、看護師の指示、指導の下において随時実施するように計画します。
 - 令和5年度も継続的に喀痰吸引2号研修の受講を職員に順次実施していきます。
 - 喀痰吸引資格取得者の技術レベルが低下しない様に、**看護師指導の下で定期的（毎月）に実施して喀痰吸引技術維持に努めます。**
 - 当事業所においては兵庫県登録特定行為事業者として登録し、登録番号281100036Aを受けています。また、特別養護老人ホームだけではなく、短期入所生活介護事業所も兵庫県登録特定行為事業者として登録しておりショートステイ利用者についても受け入れ可能な状態であることから受け入れを実施していきます。
- ⑦ サービス向上委員会・環境整備委員会
- 利用者様一人ひとりの人格を尊重するとともに施設で生活をしていく上で、日々の状態の変化に合わせた介護サービスを提供できるようにします。
 - ケアプランに基づくサービス提供を基本原則とし、更により良い生活を送っていただけるように生活全般において傾聴、観察を行い、どの様なサービスを提供できるのかを日々検討実施していきます。
 - 施設の備品・設備点検表を作成し、項目毎の点検責任者の任命をして点検実施を行います。
 - 上記内容（備品・設備点検表）を週一回の頻度で点検を実施して、快適な生活を送っていただける様に努めます。
- ⑧ ターミナル委員会
- 西神の里において終末期を迎える利用者様に「その人らしい生活」を最期の時まで過ごしていただけるようにするために何が必要なかを検討し、可能な限り実施していきます。
 - ターミナル期を迎えた利用者様の苦痛を和らげるよう、日々の観察を行い状態の変化を関係部署で共有し対応します。
 - 利用者様が最期まで尊厳を保ち、安らかな気持ちで過ごせるような居室環境を整え、面会時間の融通を図って出来る限りご家族と寄り添える様に支援します。
- ⑨ 非常災害対策委員会
- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、**令和6年4月より業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施が義務化されるため今年度より実施していきます。**

- 上記詳細行動計画の決定事項は、全職員周知すると共に**非常時に誰もが一目で対応出来るような行動指示ポスターの作成と要所に掲示**します。
 - 年間2回の消防訓練及び災害時に備えた備蓄食の提供訓練や防災点検及び**防災訓練**を行います。
 - 地域防災コミュニティへの参加や災害用機器備品の確保をして、災害時に備え関係機関への連携体制の整備を行い防災意識の向上に努めます。
- ⑩ ワクワク委員会
- 日々勤務中においては法人内他事業の職員との関わりが少ないので、同じ法人職員であることの意識を深めて貰うことと更なる**懇親や団結・結束力を深めて貰う**目的で実施しています。
 - 団結・結束により『皆で何かやろう』という意識を高め、結果として成し得たことに**共通の喜びを感じ法人職員の一員であることに誇りに思**ってもらえる様な職場環境の構築に努めます。
- ⑪ 身体拘束等適正化委員会（委員会開催3月に1回以上、研修年2回以上）
- 身体拘束検討会議は、身体拘束実施の必要性や実施とした場合に当該事例の拘束期間満了までに継続及び中止を検討する会議とする。
- ⑫ 高齢者虐待防止委員会
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため令和6年4月より委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務化されるため今年度より実施します。
- ⑬ 人事考課会議
- 人事考課制度は職員個人の査定をする目的ではなく、**法人職員の知識・技術共に向上することを目的**としており、日常働く上で各職員が目標設定をして常に目標意識を持って働くことが職員自身の成長に繋がることを学んでもらう。また、管理者との面談を通して設定した目標を共有することにより適切な指導に役立てる。
- ⑭ 広報委員会
- 西神の里ホームページ内のブログコーナーを積極的に活用し、行事等の活動と地産地消への取り組み、地域での交流等についてアップロードを行うことにより幅広く広報活動を行います。
 - 広報手段をホームページのブログにこだわらず、**その他の様々な広報手段（SNS・YouTube・インスタグラム等）のメリット・デメリットを調査して試験的に実施**します。
 - 社会福祉法人の情報開示が義務付けられホームページにおいても開示していますが、その内容の充実を図る為ホームページの見直しを行い閲覧件数が増えるような内容を検討します。

3. 施設介護サービスの基本

(1) 安全で快適な生活に向けての援助の実施

- ① 利用者様個々の身体状況や精神状況に応じた個別対応を行い、いかに快適に過ごしていただけるかを日々検討し援助していきます。
- ② 利用者様のニーズの把握によりケアプランの立案を行い、個別援助にて利用者様はもちろん家族様も満足していただけるような援助を行います。

(2) 利用者様の情報共有

介護職員間での情報共有はもちろんのこと、看護、相談職との情報共有を行い、ご家族様への情報提供及び外部関連部署への情報提供を実施し、正確かつ迅速な対応を心掛けるとともに個人情報保護にも留意していきます。

(3) 苦情や相談の対応

苦情や相談の対応は、迅速かつ丁寧な対応を行います。また貴重な意見として受け止め、施設の対応方針を決定します。決定した対応方針は全職員に周知徹底し、統一した対応を実施します。

(4) 施設サービス計画

新入所決定時には暫定ケアプランの立案を行い、1か月後にカンファレンス開催してケアプランを作成し同意（本人・ご家族）を得た上で実施します。また、入所以降は6か月に1回の頻度でカンファレンス開催にて施設サービス計画の見直しをして作成し同様に実施します。この他に利用者様の退院時や状態の変化のあった場合に随時カンファレンスを開催し、ケアプランの変更決定、同意を得た上での実施とします。利用者様および家族様の介護や生活に対する意向を伺います。また、死亡退所された場合には偲びのカンファレンスを開催し、故人を偲ぶと共によかったことや、出来なかったこと等の意見を集約することで他の利用者様へのサービスに反映出来る様にして、職員の励みやスキルアップが図れる機会とします。

(5) 施設サービスの提供姿勢

利用者様は人生の大先輩であり、お客様であることを認識してその利用者様との会話が如何なる状況であっても敬語もしくは節度のある言葉で対応することが援助職者として当然の義務であることを周知徹底し、言葉遣いの重要性を再教育する機会を設け、職員の質の向上を目指します。

4. 介護職員業務

- (1) 利用者様個々の人間性を尊重し、個別ケアに重点をおいて利用者様が安心してその人らしい生活を送ることができるよう支援します。
- (2) 季節感を味わえるような行事の実施と誕生月には外食・外出支援を行い、心が

豊かで楽しみのある生活を送っていただけるようにします。

- (3) 人権・人格を尊重した援助を日々実践し、利用者様に信頼していただけるような関係性を目指すこと。また、日々の生活を安心して過ごすことができるような環境を提供します。
- (4) 職員は日々介護技術の向上に努め、介護の専門性を高めた上でより良いサービスを提供します。

5. 医療職員業務

(1) 健康の保持と医療機関の確保

- ① 利用者様の現病や既往症の把握を行い、各種検査の実施の結果により必要に応じて主治医の所見を伺い、病状改善に努めます。
 - ② 嘱託医および協力医療機関との密接な情報共有を行い、また積極的にその他の医療機関との連携に努め、利用者様が必要とする医療提供が十分に確保できる体制強化に努めます。
- (2) 普段から利用者様の健康状態を把握し、日常の看護、介護を通して情報共有により早期な異常発見・速やかな対応に努めます。
 - (3) 非常災害対策委員会と協働して感染症発生時の対応マニュアルとBCPを作成し、介護士が感染症の種別ごとのマニュアルに基づいて適切な対応が可能となる様に定期的な指導を行って感染症に対する適正な技術・知識の向上を図ります。
 - (4) 看護師による夜間オンコール体制により利用者様の異常への対応の指揮をとると共に、救急時の連絡体制の確保、緊急時想定教育を実施します。
 - (5) 看取り期にある利用者様及び家族様の意思を尊重しながら多職種で協働し、安らかな最期が迎えられよう支援するため介護職員への指導（西神の里におけるターミナルケアの概念・医療的な知識）をしていきます。

6. 相談員業務

- (1) 利用者様の生活全般における状況を把握し、報告すべき事項が発生すれば遅滞なく報告しその内容を必ず記録します。
- (2) 相談員から発信した情報は必ず施設内関連部署との情報共有に努め、家族及び外部関連部署への情報錯綜等のトラブルがない様にします。
- (3) ご家族様からの相談や苦情に対して迅速かつ丁寧に対応します。
- (4) 利用者様の入退所や入退院においてご家族様や各関係機関と連携して、利用者様本位の対応を最優先して安定した入所生活への移行に努めます。
- (5) 新規入所者との事前面談を行い、家族様や関係機関から得た情報を施設の関係部署と情報共有を行って、スムーズな入所ができるように努めます。

- (6) 家族様に出来る限りサービス担当者会議に出席して頂き、**家族様の意向を踏まえたケアプランの作成に努めます。**

7. 栄養管理

- (1) 医師、看護師、介護支援専門員、相談員、介護士、管理栄養士が連携し、利用者様の個々にあった**栄養マネジメントに基づく栄養ケア**を行う。その為に、管理栄養士による**栄養状態の把握、評価**を行い他職種に情報を発信します。
- (2) 利用者様の**生活の中で楽しみとなり、支えとなる食事の提供**を目指します。天ぷら実演、バイキング、すき焼き、鍋物などの**イベント食**に加え、日頃からご利用者様と**コミュニケーション**をとり、利用者様の**可能な限りリクエストに応えた食事**を提供します。
また、夏祭りやお正月のお食事会といった**行事に家族様にも参加**して頂き、利用者様と共に**時間を過ごして頂ける食事イベント**を出来るだけ多く取り入れます。
- (3) 嚥下機能が低下して誤嚥のリスクが高い利用者様に対して、出来るだけ好きな物を安全に食べて頂けるように**食事内容や捕食の提案**を行います。
- (4) 利用者様の個々について知る取り組みとして、**利用者様と一緒に昼食作り（料理クラブ）、おやつ作り（おやつクラブ）**を継続し、出来るだけたくさんの利用者様が参加して頂ける様 ADL を考慮したメニューや安全に配慮して実施します。
- (5) ご利用者様に家庭と変らない**雰囲気**で、食事をより美味しく召し上がって頂くために、**陶器食器の導入維持**に取り組んでいきます。
- (6) **ターミナル期には個別対応の食事の提供**ができる様に、日頃からご利用者様の嗜好の把握に努めます。
- (7) **2ヶ月に1回の夕食後居酒屋の継続と内容の充実**を図ります。
- (8) 毎日、**安心・安全な食事提供**が出来る様、衛生管理に関して**厨房職員へ教育、周知徹底**します。

8. 社会資源の活用及び社会資源として施設の提供

- (1) **積極的な各種ボランティア団体や個人でのボランティアの受け入れ**を実施します。また、定期的に受ける側と受け入れる側の**意向確認**を行い、**双方が充実した結果が得られるような活動**となることを目標とします。
- (2) 近隣地域での各種活動の支援や施設行事等を通じて地域住民が参加しやすいような働きかけを行います。また、**地域コミュニティーカフェの活動**を開始して地域住民の方が気軽に施設に足を運んでいただけるようにし、**開放された施設**にします。

- (3) 地域における各種事業所との連携を行い、社会資源として当施設を利用していただくことにより地域への還元と貢献になるようにしていきます。

9. 終末期から看取りケア

- (1) 老人福祉法により、特別養護老人ホームは「終の棲家」とされています。利用者様はさまざまな事情により施設に入所され、いずれは終末期を迎えることとなります。利用者様はそれぞれ持病があり、また新たな病気を発症されることにより治療を受けても回復の見込みが無い場合があります。そのような利用者様に対しご家族様の意向や同意を得た上で、(看取り)ターミナルケアを実施します。
- (2) 新規入所時とケアカンファレンス開催時に家族様へ意向確認を行います。主治医によりターミナルケア期と判断された場合には主治医より病状の説明を行い、現在のお気持ちを確認した上でターミナルケアをご意向とされる利用者様へのターミナルケアを実施します。
- (3) ターミナルケア開始時には、利用者様が最後まで尊厳を保ち、安らかな気持ちで過ごすことが出来るように支援します。たとえ回復することが期待できない状況でも残された時間をできるだけ身体的・精神的苦痛を緩和し、その人らしい人生の最期を迎えられるように支援します。
- (4) 家族様の気持ちを理解し、悲しみや苦しみを分かち合える支援をします。
- (5) ターミナルケア実施時には家族様が利用者様に寄り添いやすい環境づくり(個室での対応等)や配慮を行い、当施設で終末を迎えることができよかったと思っただけのような対応を行います
- (6) ターミナルケア終了後には**偲びのカンファレンス**を開催して入所当初からターミナルケア期までにおけるケアの実施の反省として、どのようなケアを実施できて何ができなかったのかを各職員が意見を出し**今後のケアに生かせる機会**とします。

10. 年間行事計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体行事		しょうぶ湯 母の日	父の日	七夕	夏祭り	敬老会	運動会		クリスマス会 ゆず湯 新年会	新年会	節分	ひな祭り
グループ行事	お花見（桜）	春の遠足	春の遠足			秋の遠足	秋の遠足	すき焼き	お餅つき	初詣	鍋パーティー	
食事イベント	天ぷら実演		バイキング	デザート バイキング			オードブル		クリスマス メニュー	おせち料理 食事会		握寿司 バイキング
お誕生日会全体	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日
お誕生日外食	第1水曜日 外食	第1水曜日 外食	第1水曜日 外食	第1水曜日 外食	第1水曜日 外食	第1水曜日 外食	第1水曜日 外食	第1水曜日 外食	第1水曜日 外食	第1水曜日 外食	第1水曜日 外食	第1水曜日 外食
おやつクラブ	第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日	
料理クラブ		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日
壁画クラブ	春の壁画		夏の壁画	夏の壁画		秋の壁画	秋の壁画		冬の壁画	冬の壁画		春の壁画
園芸クラブ		花壇植替え 夏野菜を植える		夏野菜収穫	夏野菜収穫	夏野菜収穫	冬野菜を植える	花壇植替え 芋ほり	正月花飾り 冬野菜収穫	冬野菜収穫		
夕食後居酒屋	○		○		○		○		○		○	

11. 各委員会活動及び会議

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
食事・口腔ケア委員会	第1水曜日	第1水曜日	第1水曜日	第1水曜日	第1水曜日	第1水曜日	第1水曜日	第1水曜日	第1水曜日	第1水曜日	第1水曜日	第1水曜日
排泄委員会	第2火曜日	第2火曜日	第2火曜日	第2火曜日	第2火曜日	第2火曜日	第2火曜日	第2火曜日	第2火曜日	第2火曜日	第2火曜日	第2火曜日
入浴委員会	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日
事故対策委員会	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日
感染症対策・褥瘡予防委員会	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日
胃ろう・喀痰吸引安全管理委員会		第4火曜日		第4火曜日		第4火曜日		第4火曜日		第4火曜日		第4火曜日
サービス向上・環境整備委員会	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日
ターミナル委員会	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日
非常災害対策委員会	第2火曜日		第2火曜日		第2火曜日		第2火曜日		第2火曜日		第2火曜日	
広報委員会	第3金曜日	第3金曜日	第3金曜日	第3金曜日	第3金曜日	第3金曜日	第3金曜日	第3金曜日	第3金曜日	第3金曜日	第3金曜日	第3金曜日
ワクワク委員会			第4日曜日			第4日曜日			第1週目			第4日曜日
特養職員会議	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日
定例会議	毎週火曜日	毎週火曜日	毎週火曜日	毎週火曜日	毎週火曜日	毎週火曜日	毎週火曜日	毎週火曜日	毎週火曜日	毎週火曜日	毎週火曜日	毎週火曜日
食事会議	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日
身体拘束適正化委員会	第3火曜日			第3火曜日			第3火曜日			第3火曜日		
安全衛生会議	最終木曜日	最終木曜日	最終木曜日	最終木曜日	最終木曜日	最終木曜日	最終木曜日	最終木曜日	最終木曜日	最終木曜日	最終木曜日	最終木曜日
入所判定委員会	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日
人事考課会議		中旬～下旬						中旬～下旬				
高齢者虐待防止委員会		○		○		○		○		○		○
内部義務研修	高齢者虐待研修 身体拘束研修		介護事故研修 感染症研修		高齢者虐待研修 身体拘束研修		介護事故研修 感染症研修		高齢者虐待研修 身体拘束研修			法令遵守 個人情報保護 ハラスメント
新人職員研修	随時(身体拘束・虐待・感染症・事故)	随時(身体拘束・虐待・感染症・事故)	随時(身体拘束・虐待・感染症・事故)	随時(身体拘束・虐待・感染症・事故)	随時(身体拘束・虐待・感染症・事故)	随時(身体拘束・虐待・感染症・事故)	随時(身体拘束・虐待・感染症・事故)	随時(身体拘束・虐待・感染症・事故)	随時(身体拘束・虐待・感染症・事故)	随時(身体拘束・虐待・感染症・事故)	随時(身体拘束・虐待・感染症・事故)	随時(身体拘束・虐待・感染症・事故)

Ⅲ 短期入所生活介護

1. 重点目標

- (1) 今年度は、特養目標稼働率を98%と設定していますので**2%の特養空床利用を含み令和5年度の目標稼働率105%に設定します。**
 - ロングショートから特養入所になった場合は、**特養入所待機者の優先順位の高い入所候補者のロングショートへの移行**が出来る様に特養相談員と協働して対応します。
 - 急な利用キャンセルに備えて、リピーターに対してはキャンセルが出た場合の**利用追加の意向情報**を日頃から入手するように努めます。
 - **新規利用者の利用要望**に出来るだけ対応する様に努めます。
 - 新規居宅支援事業所への定期的に**西神の里ショートステイ事業の広報**を行う。
 - デイサービス利用者のご家族に急な要件が発生した場合に**ショートステイの利用対応が可能な場合がある旨の情報提供**を行う。
 - **西神の里ショートステイのサービス提供内容の広報**を定期的に行う。
 - 利用依頼の電話に対しては、**担当者が不在であっても出来る限り早急に対応が可能な様に事務所受付に所在を明らかにしておく。**
 - ショートステイの居室利用状況と特養の空床状況の**最新情報を事務所情報提供**しておく。
- (2) **事業所の加算取得の有無**を十分に利用者様や居宅介護支援専門員に説明して同意を得た上でサービス提供を開始します。
- (3) ショートステイとデイサービス共通の利用者様の情報を共有する事により、どちらのサービスを利用された場合にも**統一された個別対応サービス**を提供出来る様に努めます。
- (4) 特養との合同行事企画とは別に、**ショートステイ単独での行事企画**をして、週1回程度から徐々に開催回数を増やして**充実した利用サービス**に繋げる様に努めます。
- (5) 利用者様の**所持品の「忘れものゼロ」と利用期間中の「無事故」**を目指します。

2. 短期入所生活介護サービスの基本

利用者様に対して、お客様であることを念頭に置き、丁寧な言葉かけ、和やかな雰囲気を保ち、安全で質の高いサービスを提供することは当然であり、利用者様が**在宅生活を継続**出来るように利用者様や家族様の意向を確認して常に**利用者様の立場に立った支援**を行います。

3. 受付業務について

- (1) 利用依頼があれば担当部署でなくても利用についての情報が提供できる体制を整え、できるだけ**迅速な対応**を心掛けます。
- (2) 利用依頼があれば、家族様やケアマネジャー等からの情報提供のみならず**必ず本人様及び家族様との面接**を行ってから利用を実施します。
- (3) 利用決定後においても、利用当日まで家族様やケアマネジャー等との連絡を密にして**スムーズな利用開始**に繋がります。
- (4) 医療度の高いケースや困難事例の場合には関係部署との検討会をもち受入決定をします。

4. 苦情対応について

- (1) 原則先ずは**不快な思いをされたこと**に対して謝罪をし、しっかりと**苦情内容傾聴し内容把握**をして改善に努めます。
- (2) 苦情内容がどの様なものであっても貴重なご意見として受け止めた上で、**施設の対応方針**を早急に決定し**迅速かつ丁寧な対応**を心がけます。

5. 介護業務

- (1) ケアマネジャーが作成するケアプランに基づいて顧客の同意を得た**短期入所生活介護計画**を作成し、その内容を介護職員に周知させ計画書に基づいたサービス提供と実施記録をして顧客の家族及びケアマネジャーに報告します。
- (2) 利用者様とのコミュニケーションを大切にし、そこから利用者様の課題やニーズを見つけだし個々に合った対応を行います。
- (3) 食事・入浴・排泄などの日常生活を、身体・精神状況を踏まえ、残存機能を発揮出来るように工夫し安全に安心して過ごして頂けるように支援します。

6. 医療処遇

- (1) サービス利用前の面接及びケアマネジャーからの健康状態の情報を面接者が利用者様のフェイスシートとして作成し、介護部門・看護部門・栄養部門他全職員が情報共有します。
- (2) 日常介護を通じて知り得た情報を看護部門に報告して健康状態の異常の有無を把握し、**早期発見・早期対応**に努めます。
- (3) 入所当日及び入浴前に健康チェックを実施し、常に状態を観察して異常があれば利用者様の主治医へ報告をして指示に従い対応します。この旨を家族様やケアマネジャーに報告します。

7. 送迎

- (1) 各送迎車両ドライブレコーダーの運転データを管理して安全運転の指導役立ってます。
- (2) 送迎時間や交通ルールを遵守し、余裕をもった運転で安全かつ快適な送迎となるように努めます。
- (3) 大型車両による複数の利用者様の同時送迎を実施する場合や見守りが必要な利用者様の場合等、状況に応じて添乗員を配置します。
- (4) 送迎時間については、前日に家族様・本人様と相談の上決定し、送迎を行います。

IV 通所介護

1. 重点目標

- (1) 令和5年度の目標稼働率を85%（定員25名⇒20名）に設定します。
 - 現在提供しているサービス内容の見直しと向上に努め、そのサービス内容を定期的に広報して体験利用から登録利用になる様に努める。
 - デイサービス利用契約時にショートステイ利用契約もして頂ければ、**突発的な家族事情による介護負担軽減としてのショーステイ利用が可能な旨の情報提供**をする。
 - ショートステイ利用者様の意向により、余暇の一環としてデイサービスのイベント等に参加が可能な旨の情報提供をする。
 - 神戸市西区、加古郡稲美町、加古郡播磨町、明石市の単独居宅支援事業所向けに西神の里通所介護の取組みを**毎月1回程度の頻度で広報**して、**先ずはお試し利用3回まで**を西神の里通所介護の強み特色として利用に繋がるよう積極的に働きかける。
- (2) ケアマネジャーが作成する**ケアプランに基づいた通所介護計画**を作成し、適正なサービスとご利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- (3) 利用者様及び家族様の各種相談に応じ**信頼関係の構築**を図り、安心して在宅生活が続けられる様に支援していきます。また、デイサービス利用を継続することにより**在宅生活の継続が可能**となることを目標にして、家族様の介護負担軽減と西神の里デイサービスを利用して良かったと思っただけけるよう努めます。
- (4) どのような状態の利用者様（高い介護度、重度の認知症）でも利用していただけるように**職員の知識・技術の向上に努め、西神の里デイサービスのキャパシティーを広げる**よう努めます。

2. 取組み内容

- ① 月1回の職員会議にて、サービス提供方法の見直し検討を実施して**当該月の処遇改善重点目標**を設定して取組みます。
- ② 利用者様の要望に可能な限り反映された**食事や行事の企画**を立案実施していきます。
- ③ **食事代390円（おやつ込み）。**
- ④ **要支援利用者様の利用制限なしでの利用。**
- ⑤ **体験利用は、3回まで可能。**
- ⑥ **食器は全て陶器を使用。**
- ⑦ **一人暮らしの利用者様の為に無料洗濯サービス。**
- ⑧ **My箸、My茶碗、My汁碗、My湯呑の導入。**

- ⑨ 主食（ごはん）、汁物は**食事直前に個々に装う**。
- ⑩ 夕食希望のあるご利用者様への**夕食の提供**。
- ⑪ 職員のレクリエーション技術の向上による**内容の充実**。
- ⑫ 要望に応じて**柔軟な利用時間の対応**。
- ⑬ 外出レクとして、デイサービス以外は外出できない方を中心に職員と一緒に「外出訓練」を目的とした**四季の花々の鑑賞**や金銭感覚を損なわない様な**買い物外出**など、外に出かけることへの意欲の向上のきっかけになる様にして社会性を取り戻します。
- ⑭ 楽しくできる**リハビリの企画**。
- ⑮ 日常生活動作の中での**生活リハビリテーションの実施**。
- ⑯ DVDや音楽を活用した**リズム体操**。
- ⑰ 遊び感覚でできる**手指の運動**。
- ⑱ 喫茶コーナーにて**居心地の良い空間**にてゆっくりとくつろいでいただけるスペースを活用します。

3. サービス提供方針

- **ケアプランに基づいた通所介護計画書**を作成し、計画に基づき統一したケアサービスを提供します。
- 職員間の**連携（報告・連絡・相談）の徹底**を図ります。
- 無駄を省き、業務の効率を上げ、利用者様との時間を大切にします。
- **神戸市認知症介護実践研修**に参加し、職員のスキルアップを図ります。
- 利用者様の意思及び人格を尊重し、心身機能の維持向上を図り、在宅生活を支援するとともに、デイサービスで社会との交流をすることにより孤立感を解消し、豊かな毎日となるように援助します。

4. 栄養管理

- (1) 利用者様に満足していただける**食事の提供**を目指します。
- (2) お菓子作りなどを通して“利用者様を知る”と共に献立作成業務に反映させ、**食事に関する行事がデイサービス利用の楽しみの一つ**となっていたりするように努めます。
- (3) 適時適温の食事を提供するため、**料理によってはデイサービスでの配膳や盛り付け**を実施します。また、陶器を使用し、ご家庭と変わらない雰囲気ですべてを召し上がっていただきます。

【業務内容】

8 : 30	送迎
9 : 20～9 : 30	ご利用者到着 バイタル測定、水分補給
9 : 50～	入浴、整容、ティータイム
11 : 40～	ラジオ体操、嚙下体操
12 : 00～	昼食
12 : 45～14 : 00	静養、自由時間
13 : 30～15 : 00	レクリエーション、創作活動
15 : 00～	おやつ
15 : 30～16 : 30	脳活性プログラム、ご要望者への個別機能訓練
16 : 30～17 : 00	機能訓練体操
17 : 00～	送迎
17 : 30～18 : 00	清掃、翌日の準備、記録、ミーティング

【年間行事計画】

4月	お花見、ボランティア
5月	しょうぶ湯、ボランティア
6月	遠足、ボランティア
7月	七夕祭り、ボランティア
8月	夏祭り、ボランティア
9月	敬老会、外食、ボランティア
10月	運動会、ボランティア
11月	遠足、岩岡町文化祭、ボランティア
12月	クリスマス会、ゆず湯、餅つき、ボランティア
1月	初詣、新年会、ボランティア
2月	節分、ボランティア
3月	ひな祭り、ボランティア

VI 居宅介護支援事業

1. 重点目標

(1) 令和5年度は、受託件数を介護25件、支援10件で目標稼働率75%に設定します。

- 要介護者5件、要支援者10件の受託増を目指し、現状稼働率50%から75%を目指します。
- 地域のケアマネジャー連絡会に参加し、地域のニーズが把握できるように情報収集をします。
- ケアマネジャーとしての資質向上のため研修参加に努め、相談援助技術向上を目指します。

(2) 法人の社会貢献の一環としてケアマネジャー活動の中で、制度化されていないが利用者様にとっては必要な支援に着眼して実施に向けた提案をして法人での対応実現に協力する。

2. ケアマネジメントの充実

① アセスメント

利用者様や家族様の状況について、状況が常に変化するものと認識し、適宜アセスメントを実施することにより利用者様の状態像を把握するようにします。

② ケアプランの作成

アセスメントで抽出した状態像を基にケアプランを作成しますが、利用者様・家族様の意向を取り入れた上で専門職としての見解も含めたケアプラン作成を行い、内容の充実化・具体化を図ります。

③ モニタリング

ケアプランの内容を具体化することによって、サービスの利用状況や状態変化の確認を行います。

3. サービス担当者会議の充実

① 適切な時期（ケアプラン更新時・要介護認定変更申請時）にサービス担当者会議を開催します。

② 開催の目的を明確にするために事前に課題抽出をしておきます。

③ 関係者が欠席の場合は照会依頼をします。

④ 主治医への出欠の確認と所見の依頼を行い、医療との連携を図ります。

⑤ 利用者様、家族様、サービス事業者等の参加で課題をチーム全員が共有し、支え合っている実感を持って頂けるようにします。

⑥ 会議の記録作成時には、本人様や家族様の意向・主治医の見解など確認出

来たことを記載します。

4. 継続的なケアマネジメントの充実

どのような目標をもってサービス利用するのかを明確にし、利用者様、家族様、サービス事業所等にサービス担当者会議を通じて周知していき、利用者様の状態の変化に応じて継続的に適切なサービスが提供されるように支援し、入退院を繰り返す場合でも病院の地域医療連携室との連携を図り、継続的なケアマネジメントが実施できるように努めます。特に退院時は大きな状態変化が考えられることから病院との連携を密にして状態の確認を行い、ケアプランの見直しを行います。

5. 総合事業における受託

介護保険制度改正により要支援者への支援が平成29年度より神戸市総合事業へ順次移行されています。新しく介護予防ケアマネジメントの類型や関連様式が定められ、介護予防ケアマネジメント研修を受講した上で介護予防ケアマネジメントを行っています。岩岡あんしんすこやかセンター等と連携を密に行い、総合事業への対応を行っています。また、他地域からの総合事業についても各自治体や地域包括支援センターと連携を行い、対応していきます。

6. 支援の基本

- (1) 介護保険制度の理念を旨とし、要介護者である利用者様が尊厳を持って、自立した生活を営めるように、介護サービスを利用して健康保持増進・能力向上維持に努めます。
- (2) 利用者様の自己決定権の尊厳、自分らしい望まれる生活の継続及び自立支援を念頭におき、利用者様の意向を確認し、専門職としての視点で利用者様が望む生活に近づけていくよう支援します。
- (3) 利用者様の自立支援に資する適切なケアプランを作成し、プランに添ったサービスが提供されるよう介護保険適用のフォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスや家族の支援の位置づけを考慮し、望まれる生活が維持できるよう支援します。
- (4) 運営基準を遵守し、信頼される事業の展開をしていきます。
- (5) 公平・中立性を担保するため居宅介護支援事業所が施設に併設されているのでサービスが偏りがちにならないように利用者様の立場からサービスを検討していき、利用者様およびサービス事業者との関係において、公平・中立の立場でサービスを検討します。

利用事業所選定の際には利用者様の希望を伺い、希望事業所の有無を確認します。また、利用者様の希望がなければ条件に合う事業所をピックアップし、その中からお試し利用等活用しながら事業所を決定します。